

河川: 祓川

禁止期間: 10月1日から5月31日まで

改正前: 行橋市真菰、鶴堰上流五百メートルから下流中須橋まで

改正後: 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯三十三度四十三分十・七秒 東経百三十度五十九分四十七・〇秒

イ 北緯三十三度四十三分十・六秒 東経百三十度五十九分四十九・九秒

ウ 北緯三十三度四十三分二十八・一秒 東経百三十度五十九分五十九・九秒

エ 北緯三十三度四十三分二十六・六秒 東経百三十一度〇分一・二秒

